

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)</p> <p>第9条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出があつたときは、総長は当該授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。</p> <p>3 前項の規定により授業料の免除を取り消された場合にあつては月割計算により当該事由の消滅した月以降の授業料の全額を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の全額を速やかに納めねばならない。</p> <p>第10条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不正の方法により受けた者又は前条第1項の届出を怠った者に対しては、総長は、学生生活委員会の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)</p> <p>第9条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>第10条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不正の方法により受けた者、前条第1項の届出を怠った者又は通則第32条第1項(第53条及び第53条の15において準用する場合を含む。)の規定による懲戒を受けた者に対しては、総長は、学生生活委員会の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>